

# 固定資産税を巡る最近のトピックス



固定資産税について  
学んでみよう!

広報キャラクター 京乃つかさ  
©CITY OF KYOTO 2021

## 固定資産税とは？

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に土地・家屋・償却資産を所有されている方にその現況・資産価値に応じて納めていただく税金です。

今回は、固定資産税を巡る最近のトピックスと併せてご紹介します。

## 償却資産の申告 飲食店や商店、アパート、その他事業を営んでいる個人事業主・法人の皆さまへ

@ 償却資産の申告は 1月末まで!

✓ 償却資産とは、個人事業主や法人の皆さまがお店や事業でお使いになっている資産のことです。

✓ 土地・家屋のような登記制度がないため、市内にある事業用資産の所有状況を市に申告する必要があります。

※申告がお済みでない場合、期限に関わらず、申告をお願いします。

✓ 申告案内は、毎年12月頃に市のホームページ等でお知らせするとともに、情報がより行き渡るよう業界団体にも協力をいただきながら広報活動に取り組んでいます。

@ 電子申告や郵送での提出が可能です

✓ 申告書は、市のホームページからダウンロードしていただくか、担当までご請求ください。

### 電子申告(eLTAX)の耳より情報

■ 令和6年度の電子申告利用率は全体の7割

■ PCから申告データを送信するため印刷代・送料が不要です!



便利です  
切替えスムーズ  
電子申告!

毎年市への申告が必要です!  
確定申告と混同しやすいので、忘れていないかご確認ください。



問合せ 資産税課 (償却資産担当) ☎ 213-5214 FAX 213-5301

詳細は▶



申告書類、手引もこちら